

YouTube 等の動画配信サービスを利用した特産品プロモーション業務委託仕様書

1 委託業務の名称

YouTube 等の動画配信サービスを利用した特産品プロモーション業務委託

2 目的

寒河江市の特産品の魅力をより多くの方に認知してもらうため、YouTuber 等の多くのチャンネル登録者を持つ発信者が制作した動画による情報発信とシティプロモーションを行うことを目的とする。

3 業務内容

目的達成に向け、以下の事業を行う。

【YouTube 等の動画配信サービスを利用した特産品プロモーションの実施】

- ①料理系大食い YouTuber 等を活用し、寒河江市産の食材を調理して、たくさんの料理を美味しそうに食べる動画を制作、配信できる方のキャスティング
(※YouTuber 等は、チャンネル登録者数 100 万人以上の者とする)
(※使用する食材について、調味料等は寒河江市産以外の使用も認める)
- ②プロモーションする寒河江市の特産品（お米、その他食材）の選定、調達
(※お米（はえぬき）は必ず使用すること)
(※その他、ごはんに合うおかず等（調理に使う材料含む）については、提案内容を基本と考えるが、受託先決定後に内容を相談し決定する)
- ③企画考案、撮影、動画制作、YouTube 等への配信
- ④視聴回数、再生時間、エンゲージメント（「いいね！」や「シェア」等の反応数）、ユーザー層（動画視聴者の年齢層や性別等）等を集計したレポートの提出

4 留意事項

- (1) この仕様書は、当市が想定する最低限の業務の概要を示すもので、事業者の提案の内容を制限するものではない。
- (2) 再委託について

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に再委託することができない。ただし、予めその委託内容を明らかにした書面により市の承諾を得たときは、業務の一部を第三者に再委託することができる。再委託を行う場合は、再委託先の業者と個別に契約を交わすこととし、再委託先からさらに他の者に委託させてはならない。また、再委託先の事業者に対しても、受託者と同様の業務上の責任を遵守させなければならない。

(3) 権利・業務の譲渡・守秘義務について

契約から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は貸与してはならない。また業務で知り得た内容を第三者に漏洩してはならず、業務完了後も同様とする。なお、業務で使用する各種データに含まれる個人情報、行政機密等の取扱いについては紛失、漏洩のないようにしなければならない。

5 その他

- (1) 受託者は、業務着手前に本業務にかかる作業方針を提示し、当市の承諾を得ること。
- (2) 本業務の執行等に伴う費用は、本仕様書等に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項又は業務遂行に関して疑義が生じた場合は、当市担当者と協議のうえ、その指示に従うこと。

以上